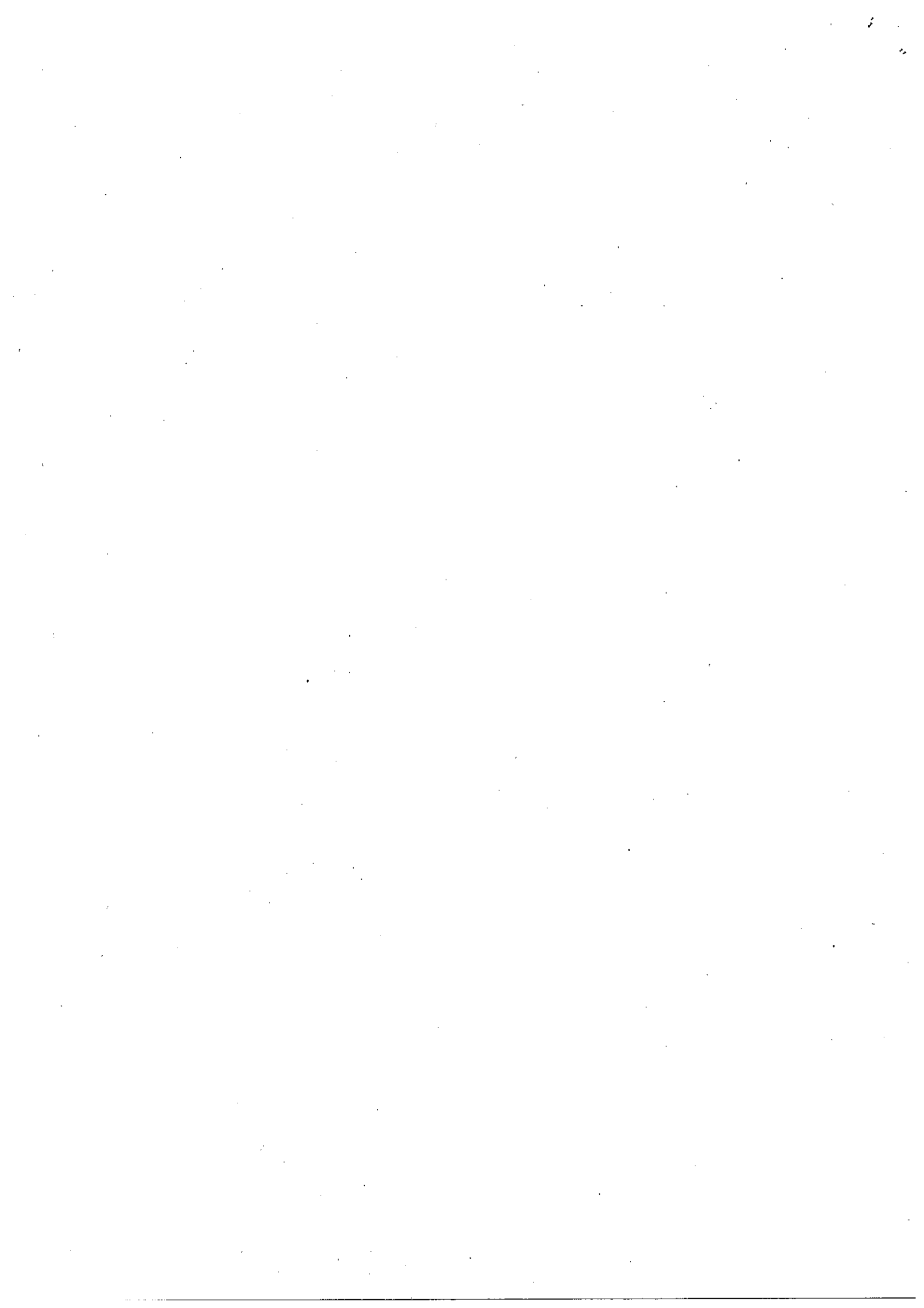


所管事項調査に関する資料

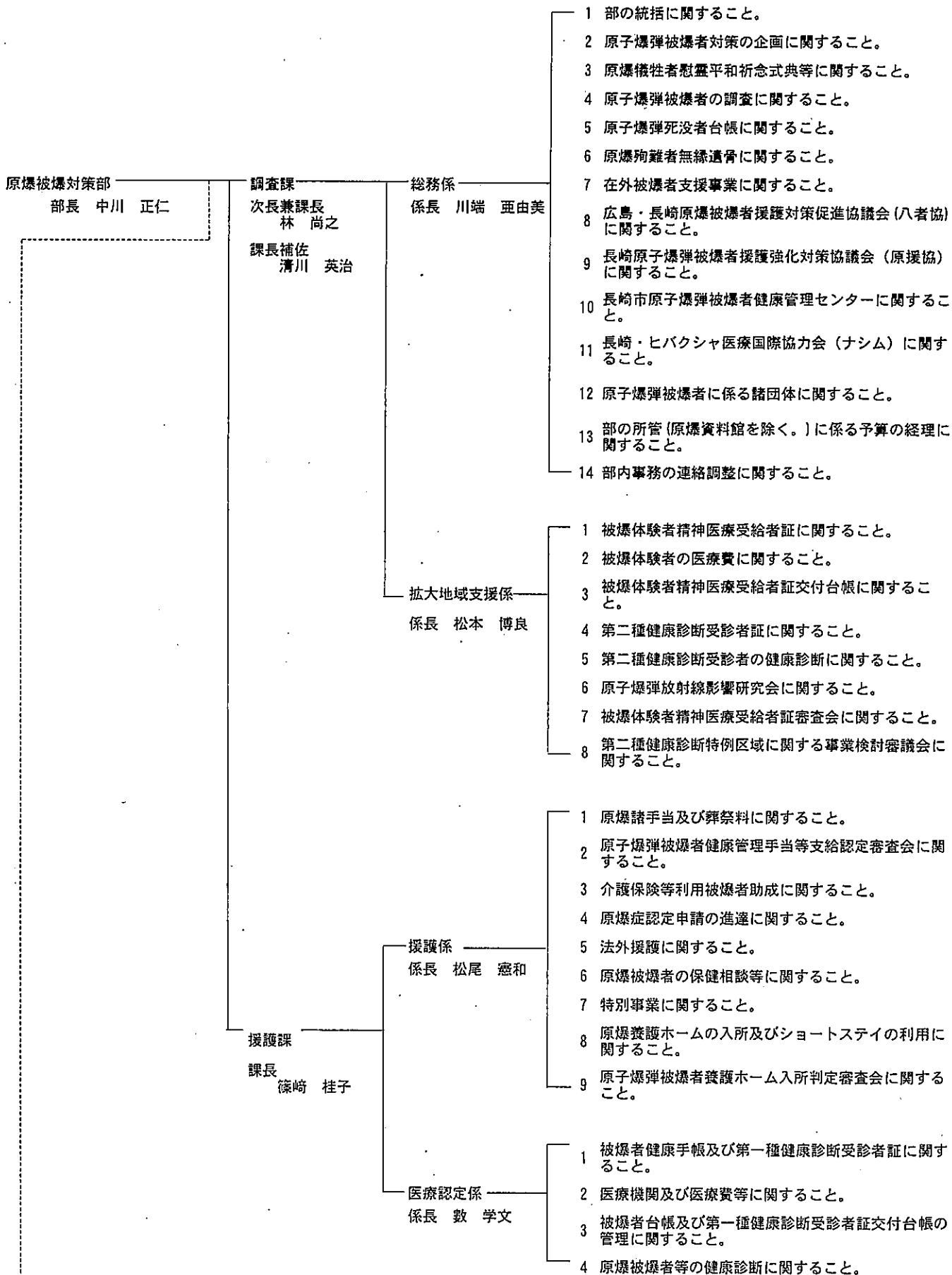
- 1 原爆被爆対策部の機構及び事務分掌 1～2 ページ
- 2 補職者及び職員数 3 ページ
- 3 事業の概要
 - (1) 被爆者等の動向について 4～5 ページ
 - (2) 原爆症認定申請状況について 6 ページ
 - (3) 各種手当等について 7 ページ
 - (4) 原爆・平和関連施設の入館状況について 8 ページ
- 4 訴訟の現況について 9～15 ページ
- 5 被爆 75 周年記念事業について 16～18 ページ
- 6 指定管理者の更新の方針について
 - (1) 指定管理者制度導入施設一覧 19 ページ
 - (2) 非公募予定施設（長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター） . 19～24 ページ
- 7 平成 30 年度指定管理者制度の状況について 別冊

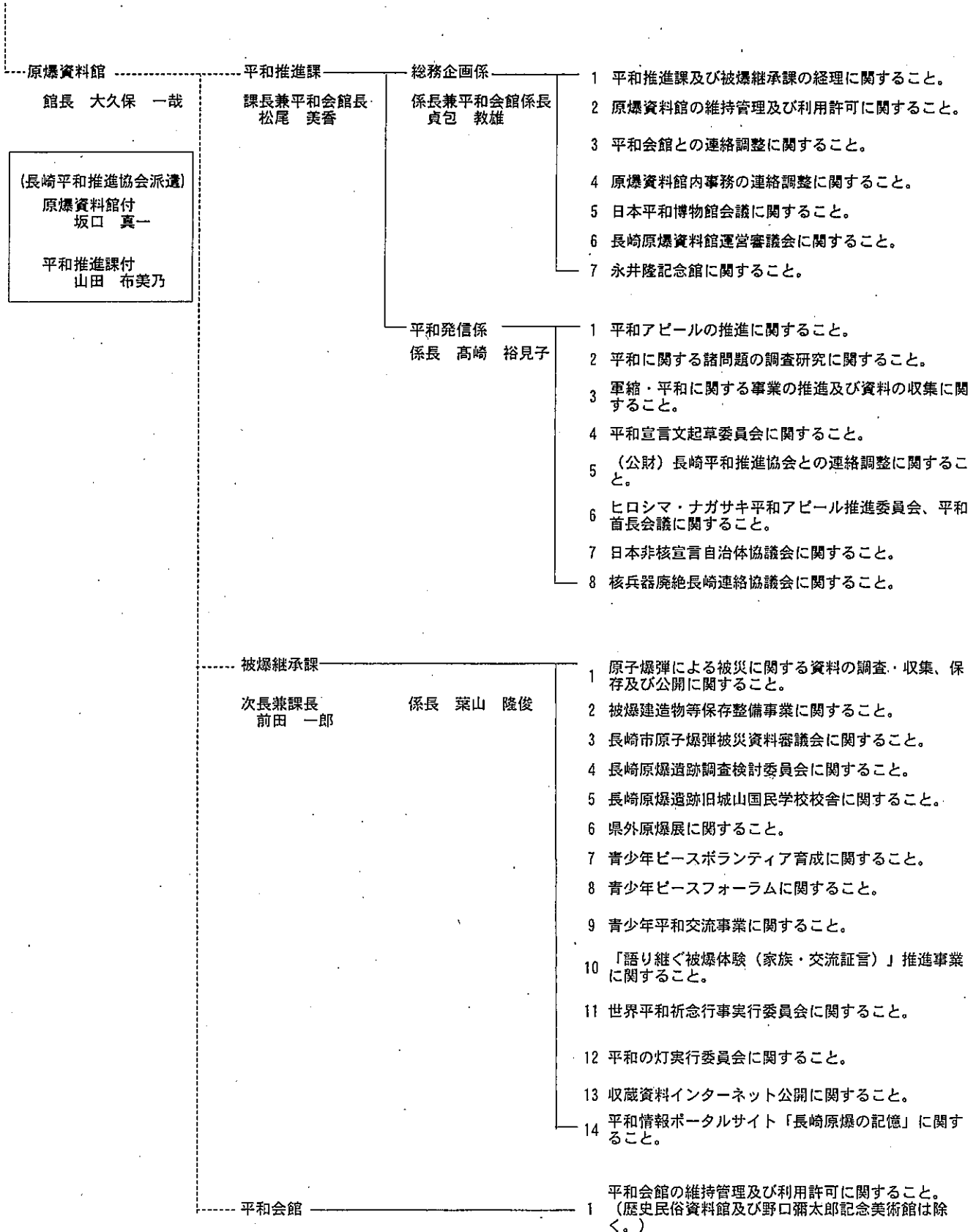
原爆被爆対策部

令和元年 6 月



1 原爆被爆対策部の機構及び事務分掌





2 補職者及び職員数

(令和元年6月1日現在)

原爆被爆対策部

職員数 50人

(補職者 16人) ※補職者数は係長級以上の数

部・課等	補職等名	人数
原爆被爆対策部	部長	1人
調査課 14人 (補職者 4人)	次長兼課長	1人
	課長補佐	1人
	係長	2人
	主任	2人
	主事	3人
	職員	5人
厚生労働省派遣	(主事級)	1人
援護課 12人 (補職者 3人)	課長	1人
	係長	2人
	主任	1人
	主事	2人
	職員	4人
	再任用職員	2人
原爆資料館	館長	1人
平和推進課 10人 (補職者 3人)	課長	1人
	係長	2人
	主任	1人
	専門官	1人
	主事	1人
	職員	4人
外務省派遣	(主事級)	1人
被爆継承課 7人 (補職者 2人)	次長兼課長	1人
	係長	1人
	主事	4人
	職員	1人
平和推進協会派遣 3人 (補職者 2人)	次長 (課長級)	1人
	課長 (係長級)	1人
	課長補佐 (主事級)	1人

3 事業の概要

(1) 被爆者等の動向について

ア 被爆者数の推移

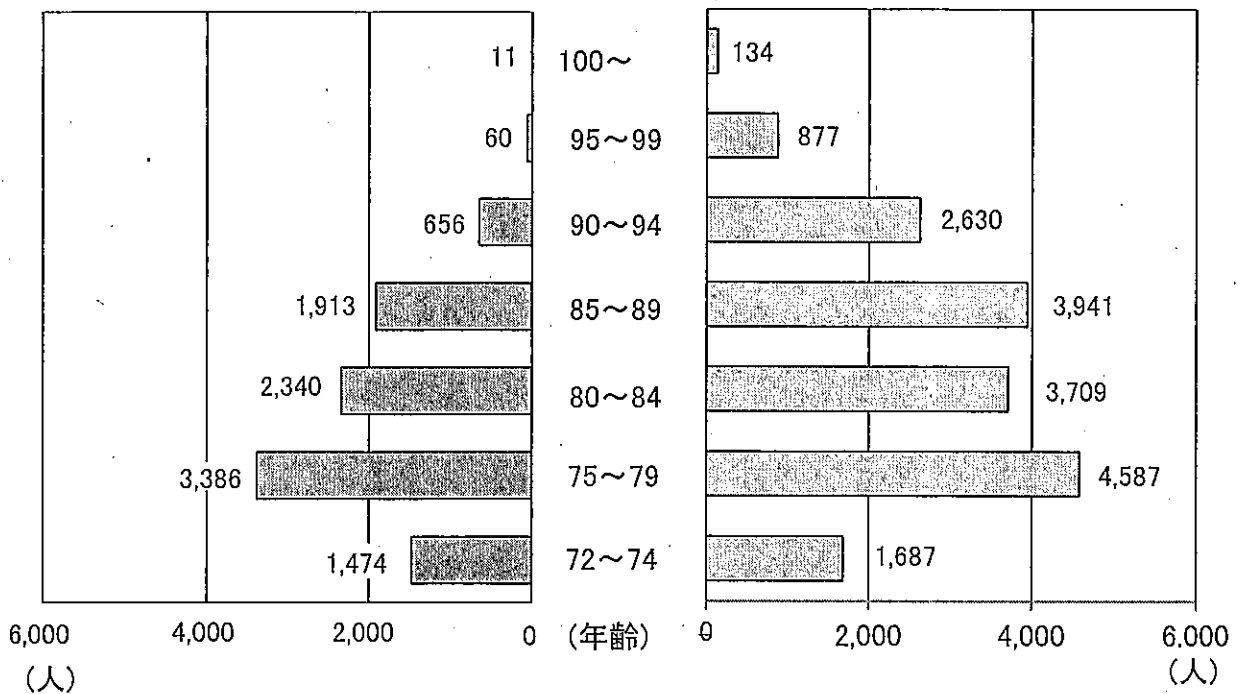
(各年度3月31日現在、単位:人)

年度	被爆者健康手帳 所持者数	増			計a	減		計b	増減 (a - b)
		新規	転入	切替等		死亡	転出		
26	34,199	11	97	2	110	1,604	164	1,768	△ 1,658
27	32,547	3	105	2	110	1,618	144	1,762	△ 1,652
28	30,813	4	79	2	85	1,670	149	1,819	△ 1,734
29	29,064	4	96	3	103	1,723	129	1,852	△ 1,749
30	27,405	7	88	0	95	1,591	163	1,754	△ 1,659

イ 被爆者の状況

(平成31年3月31日現在)

	男性	計	女性
人数	9,840人 (35.9%)	27,405人	17,565人 (64.1%)
平均年齢	80.64歳	82.35歳	83.31歳



性別・年齢階層別被爆者数

ウ 第一種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第一種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	異動※	計b	
26	10	1	0	1	0	1	2	3	△ 2
27	8	0	0	0	0	0	2	2	△ 2
28	6	0	0	0	0	0	2	2	△ 2
29	4	0	1	1	0	0	3	3	△ 2
30	4	0	0	0	0	0	0	0	0

※「異動」欄は、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳に切り替えた件数

エ 第二種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第二種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
26	6,451	2	8	10	261	17	2	280	△ 270
27	6,226	3	8	11	217	19	0	236	△ 225
28	5,960	0	3	3	246	23	0	269	△ 266
29	5,725	1	6	7	228	14	0	242	△ 235
30	5,483	2	8	10	232	20	0	252	△ 242

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

オ 被爆体験者精神医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	被爆体験者精神医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
26	5,542	23	6	29	214	13	21	248	△ 219
27	5,351	25	3	28	177	17	25	219	△ 191
28	5,134	17	1	18	205	14	16	235	△ 217
29	4,919	14	2	16	200	12	19	231	△ 215
30	4,713	11	3	14	197	14	9	220	△ 206

※「その他」欄は、証書の返還等の件数

(2) 原爆症認定申請状況について

ア 原爆症の認定（厚生労働大臣の認定）

認定要件 ① 病気やけがが原子爆弾の傷害作用によるものであること
 （または治療能力が放射能の影響を受けていること）

② 現に治療を要する状態にあること

認定された場合 ① 認定疾病の治療費は全額国費負担

② 医療特別手当（月額 141,360 円）の支給

イ 長崎市の原爆症認定申請状況

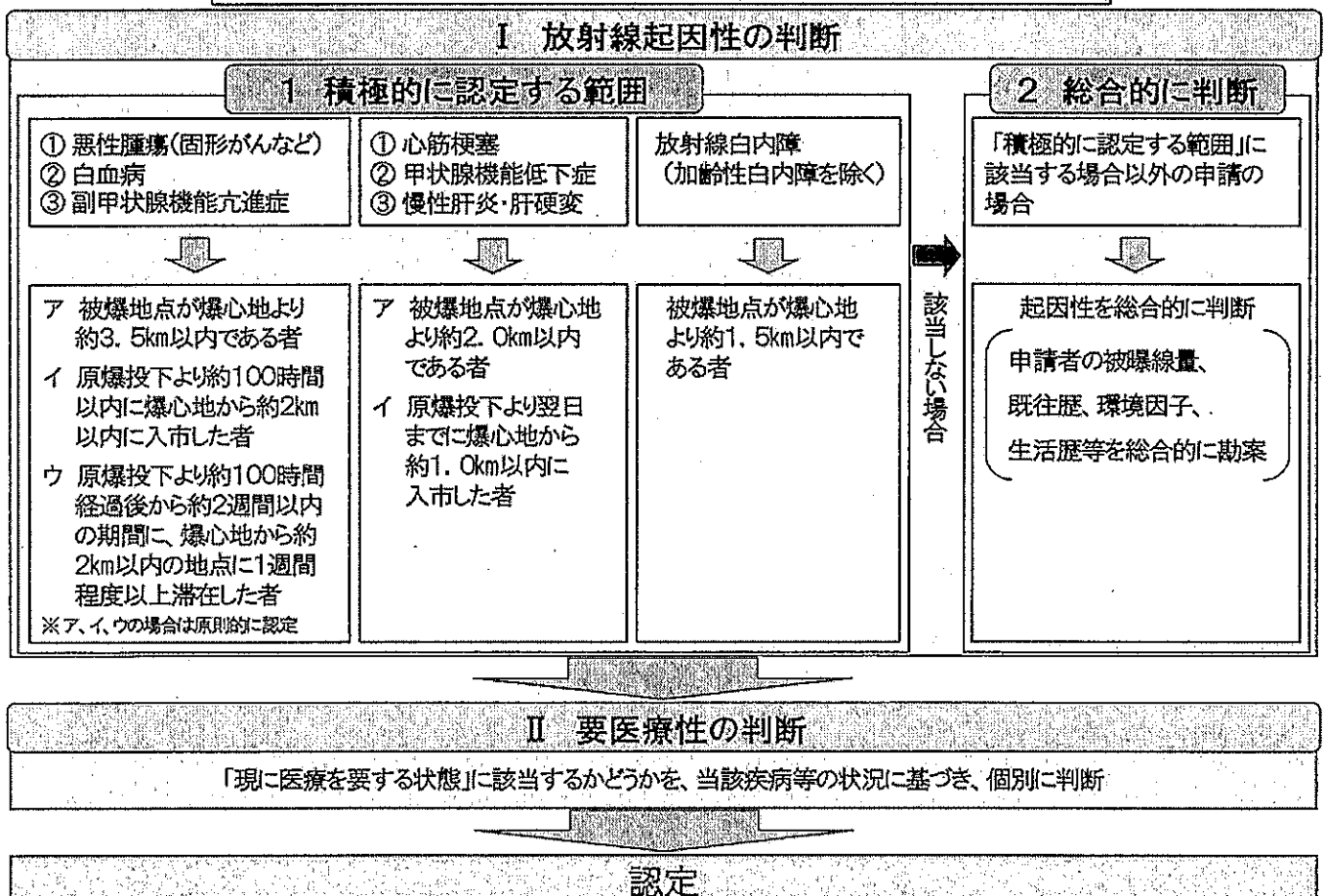
（各年度末現在 単位：件）

年度	申請	認定	却下	取下等	審査中	認定率	認定被爆者
26	321	202	119		-	62.9%	1,565 人
27	352	219	133	-	-	62.2%	1,555 人
28	268	175	93	-	-	65.3%	1,498 人
29	277	197	79	-	1	71.4%	1,357 人
30	252	133	57	-	62	70.0%	1,308 人

※認定率は、申請件数から審査中の件数を除いたものに対する認定件数の割合

ウ 改正された「新しい審査の方針」（平成 25 年 12 月 16 日改正）

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み



(3) 各種手当等について

種 別	支 給 の 対 象 と な る 人		令和元年度 金 額	
医 療 特 別 手 当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人		月額 141,360円	
特 別 手 当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人		月額 52,200円	
原 子 爆 弾 小 頭 症 手 当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人		月額 48,650円	
健 康 管 理 手 当	次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造 血 機 能 障 害 2. 肝 臓 機 能 障 害 3. 細 胞 増 殖 機 能 障 害 4. 内 分 泌 腺 機 能 障 害 5. 脳 血 管 障 害 6. 循 環 器 機 能 障 害 7. 腎 臓 機 能 障 害 8. 水 晶 体 混 濁 に よ る 視 機 能 障 害 9. 呼 吸 器 機 能 障 害 10. 運 動 器 機 能 障 害 11. 潰 瘍 に よ る 消 化 器 機 能 障 害		月額 34,770円	
保 健 手 当	爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当する人のうち、次(ア)又は(イ)に該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障害がある人 (イ)配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	月額 34,770円	
		上記(ア)、(イ)のいずれにも該当しない人	月額 17,440円	
介 護 手 当	省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態であって、かつ、実際に介護を受けている人	費用を支出して介護を受けたとき [費用介護] (介護保険利用の場合の対象サービスは訪問介護・夜間対応型訪問介護・訪問型サービス(第1号訪問事業))	重度	月額 105,460円以内 〔下限額 22,190円〕
			中度	月額 70,300円以内
		重度障害で費用を支出しないで家族等に介護を受けているとき [家族介護]	月額 22,190円	
葬 祭 料	被爆者が死亡したとき、その人の葬祭を主として行った人(死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな場合を除く)		206,000円	

(4) 原爆・平和関連施設の入館状況について

ア 原爆資料館

(単位：人)

年度	有料			無料	合計	修学旅行生 (再掲)
	大人	小人	計			
28	354,500	234,472	588,972	95,204	684,176	195,831
29	351,982	259,412	611,394	93,920	705,314	218,221
30	338,629	250,511	589,140	89,207	678,347	210,446

イ 永井隆記念館

(単位：人)

年度	有料			無料	合計	高校生以下 (再掲)
	個人	団体	計			
28	8,502	3,702	12,204	110,579	122,783	94,762
29	8,818	4,638	13,456	115,815	129,271	99,916
30	8,156	4,609	12,765	119,395	132,160	103,718

ウ 被爆建造物等

(単位：人)

年度	長崎県防空本部 跡(立山防空壕)	三菱兵器住吉 トンネル工場跡	長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎	山里小学校 原爆資料室	合計
28	9,813	3,360	29,640	43,638	86,451
29	13,318	3,102	31,684	45,940	94,044
30	12,638	2,928	30,385	50,813	96,764

5 被爆 75 周年記念事業について

(1) 被爆 75 周年記念事業の募集

ア 目的

被爆 75 周年 (2020 年) という節目の年を迎えるにあたり、市民と一体となって平和へのメッセージを発信するために、75 周年を記念するにふさわしい取り組みやイベントを募集するもの。

イ 事業内容

(ア) 応募資格

長崎市内に主たる活動拠点がある団体等で「5 人以上の者で組織されていること」等の条件を満たすこと。

(イ) 対象事業

被爆 75 周年を記念するにふさわしい事業で、「被爆 75 周年を記念して新たに実施するもの又は既存の事業を拡大して実施するものであること」等の条件を満たすこと。

(ウ) 採用件数 10 件程度

(エ) 補助額 1 件につき、100 万円を限度として、補助対象事業に要する経費の 4 分の 3 を超えない範囲。

(オ) 応募期間 令和元年 6 月 17 日 (月) ~ 8 月 30 日 (金)

(2) 生花パネルデザイン原案の募集

ア 目的

被爆 75 周年 (2020 年) 節目の年を迎えるにあたり、被爆 50 周年から変更されていない平和祈念像の台座部分の生花のデザインを変更することで、平和へのメッセージを一層発信するためデザインの原案を募集するもの。

イ 事業内容

中学生・高校生からデザイン原案を募集し、最優秀作品を被爆 75 周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典の平和祈念像台座部分の生花デザインに採用する。

(ア) 応募資格 中学生・高校生

(イ) 応募期間 令和元年 6 月 17 日 (月) ~ 9 月 5 日 (木)

被爆 75 周年記念事業の募集

対象事業

令和2年4月1日～令和3年3月31日に実施される被爆75周年にふさわしい事業

補助金

経費の4分の3以内(上限100万円)

応募資格

主に市内で活動する5人以上の団体

応募期間

6月17日(月)～8月30日(金)

詳しくは、市のホームページ「平和・原爆」をご覧ください。

【お問い合わせ】

長崎市原爆被爆対策部調査課総務係

☎095-829-114

✉chousa@city.nagasaki.lg.jp

被爆 75 周年(2020 年)長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

生花パネルデザイン原案募集



長崎市は、毎年8月9日に平和公園で「長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」を行っています。2020 年は長崎市に原子爆弾が投下されてから75年の節目の年であり、「東京オリンピック閉会式」が式典と同じ日の8月9日に行われるなど、今一度平和について考える年になっています。

そこで「被爆 75 周年平和祈念式典」は、平和発信のため、平和祈念像下に飾り付ける生花のデザインの変更を行います。デザイン変更には、若い世代のみなさんに参加してほしいので、中学生・高校生限定でデザイン原案を募集します。

若い世代のみなさんのアイデア大募集！詳細は市のホームページをご覧ください！

お問い合わせ及び応募先

〒850-8685 長崎市桜町 2-22 長崎市役所原爆被爆対策部調査課総務係

Mail chousa@city.nagasaki.lg.jp

<http://www.city.nagasaki.lg.jp/heiwa/3020000/3020300/p032978.html>

☎ 095-829-1147

平和と一緒に

創造しよう！

6 指定管理者の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

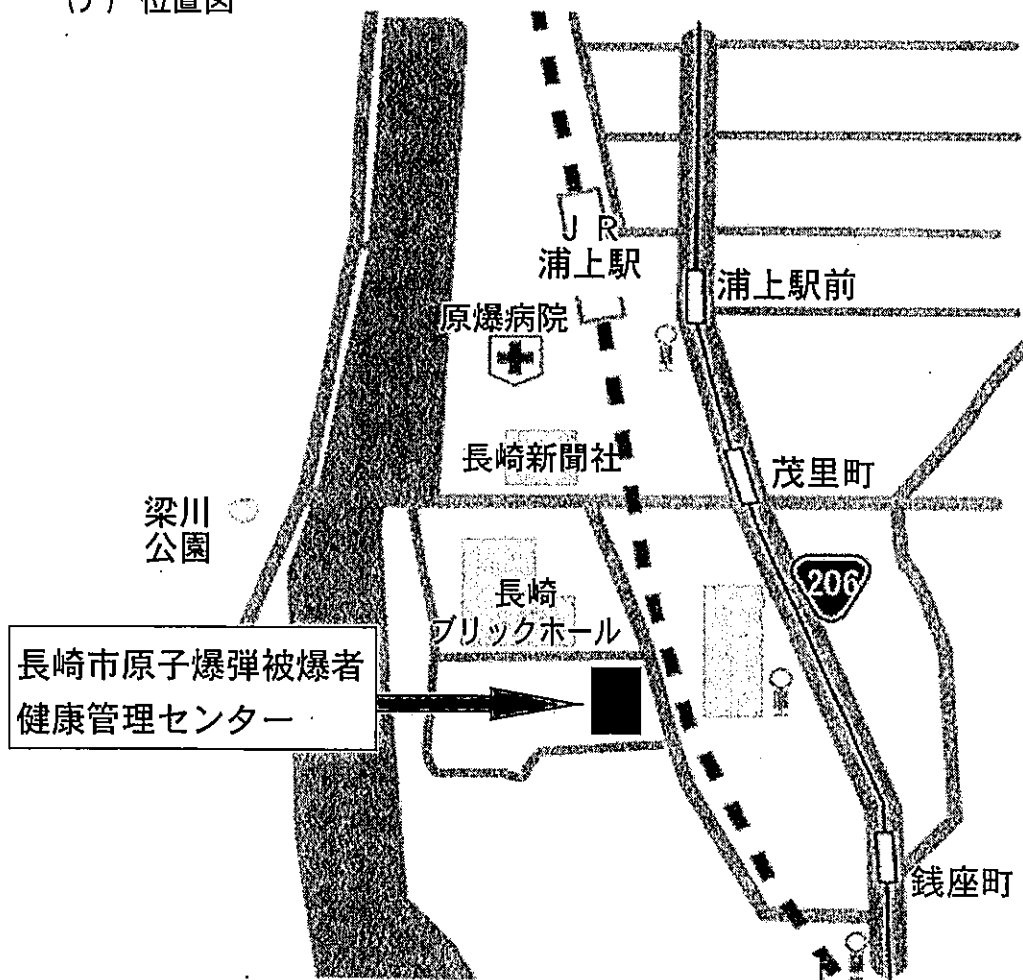
選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募					
非公募	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター条例	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会	H27.4.1～ R2.3.31	調査課
	長崎市永井隆記念館	長崎市永井隆記念館条例	特定非営利活動法人長崎如己の会	H28.4.1～ R3.3.31	平和推進課
	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎条例	城山小学校被爆校舎平和発信協議会	H29.4.1～ R4.3.31	被爆継承課

※長崎原爆資料館の指定管理者については、令和元年6月議会に第94号議案「公の施設の指定管理者の指定について」ほか関連議案を提出中

(2) 非公募予定施設（長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター）

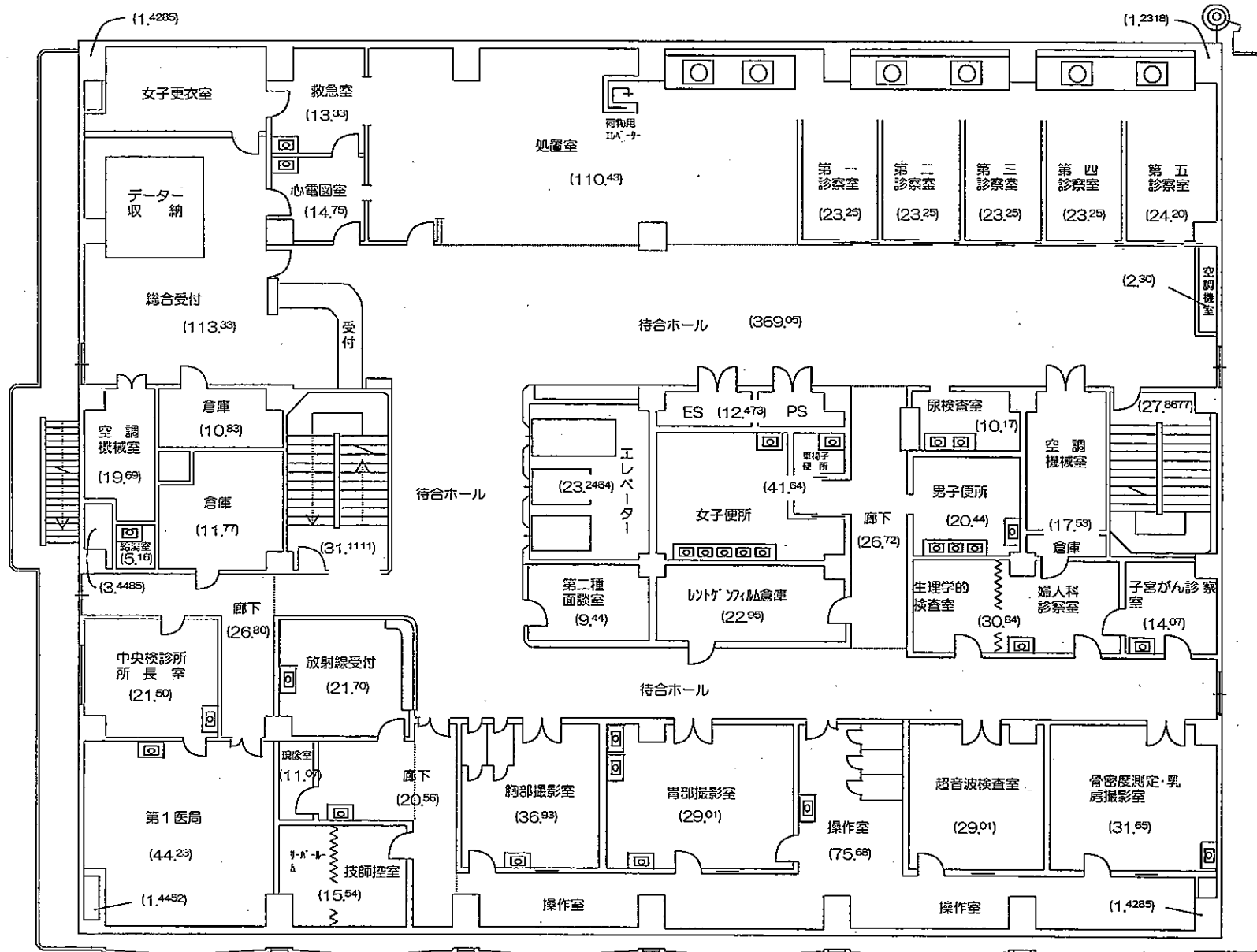
ア 施設の概要

(ア) 位置図

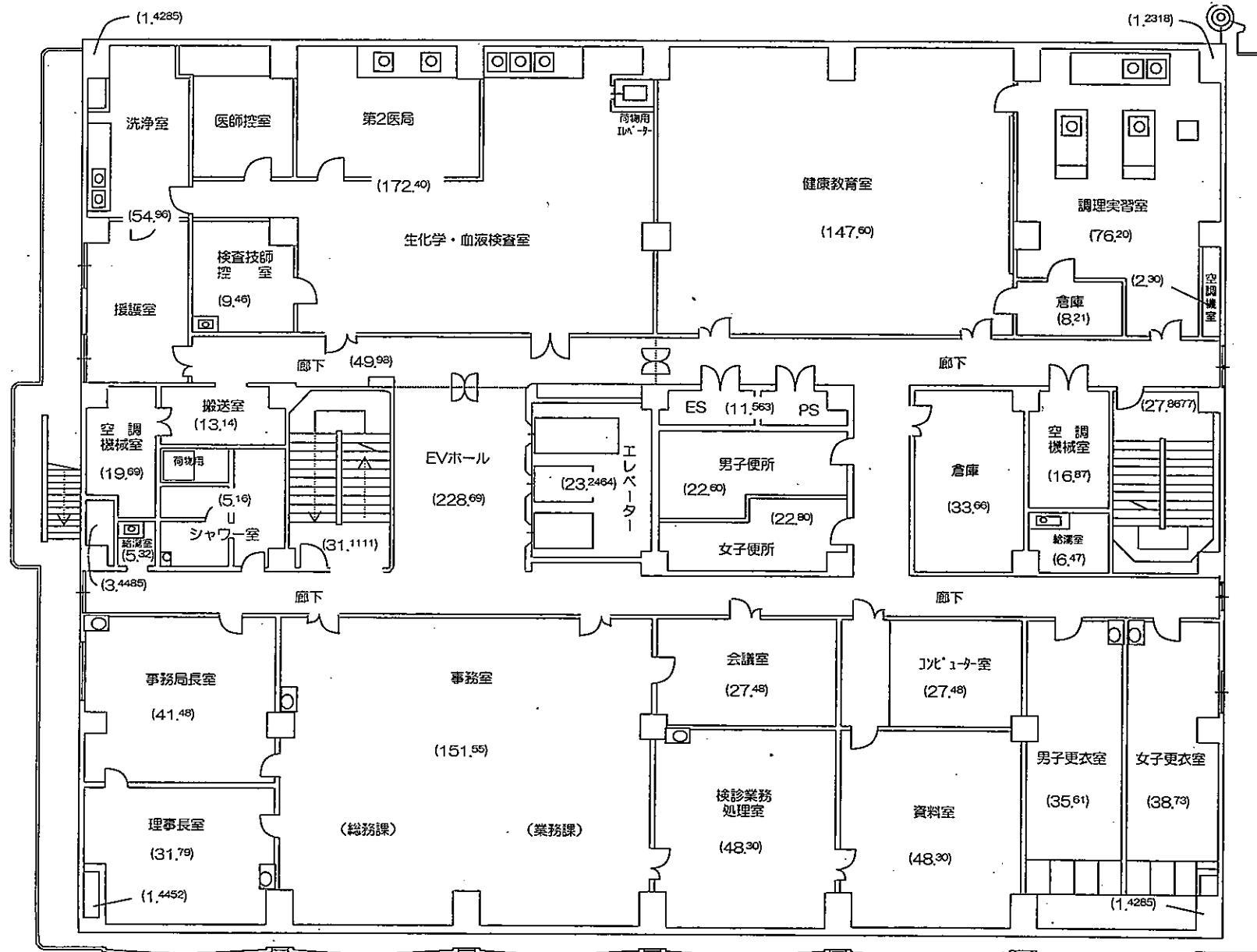


(イ) 平面図

ハートセンター6階



ハートセンター7階



- (ウ) 名 称 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター（以下「センター」という。）
 (エ) 所在地 長崎市茂里町2番41号
 (オ) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上8階のうち6、7階部分
 (カ) 設置年月日 平成4年4月1日
 (キ) 設置目的 原子爆弾被爆者の健康の保持及び福祉の増進を図るため
 (ク) 建設事業費 1,565,830,102円
 (ケ) 主な施設内容

6階 1,449.00㎡ 総合受付、放射線受付、処置室、診察室、尿検査室、心電
 図室、救急室、胸部撮影室、胃部撮影室、骨密度測定・乳房
 撮影室、超音波検査室、子宮がん検診診察室、婦人科診察室、
 生理学的検査室、面談室等

7階 1,449.00㎡ 生化学・血液検査室、洗浄室、検診業務処理室、資料室、
 コンピュータ室、健康教育室等

(コ) 開館時間の承認の基準 通常：8時45分～17時30分

毎月の第3日曜日：8時45分～正午

(サ) 休所日の承認の基準 土曜日、毎月の第3日曜日を除く日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(単位：人)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般検査	25,081	23,682	21,732	20,309
がん検査	17,071	15,649	14,082	12,823
精密検査	21,430	20,129	18,201	16,891
日常生活支援事業	3,091	3,030	3,008	2,815
計	66,673	62,490	57,023	52,838

(イ) 指定管理委託料

(単位：千円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
金額	412,014	388,429	355,591	336,314

(ウ) 利用料金収入 センターには有料の施設がないため、利用料金制度は導入していない。

(エ) 主なサービス向上策

- ・過去の健康診断データを集中管理し、検査から健康指導に至るまで、被爆者の健康管理を一貫して行っている。
- ・利便性向上のために、公民館、集会所等を会場とした巡回健診を実施している。
- ・被爆者健康手帳及び第一種・第二種健康診断受診者証所持者を対象に、被爆者健康診断と同時に特定健康診査や後期高齢者医療健康診査を実施している。
- ・未受診者に対する受診の呼びかけを実施し、利用者増加に取り組んでいる。
- ・研修等を通じて、医療等のサービスの向上に努めている。

(オ) 評価

指定管理者として、被爆者援護法に規定する被爆者健康診断事業などの各種事業を適切に実施している。

利用者が安心して気持ちよく受診できるような環境づくりに努めており、利用者からの評価も非常に高い。

被爆者数の減少に伴い利用者数も減少傾向にあるが、良好な経営を維持するため、人員配置の見直しを行うなど、効率的・効果的な組織体制の構築に努めている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会(以下「原対協」という。)

(イ) 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

(ウ) 次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(エ) 非公募の理由

原対協は、昭和33年10月に県・市・大学・医師会及び被爆者団体が中心となり設立され、原子爆弾被爆者の医療及び援護等の対策を講じて、その推進を図り、被爆者の健康と福祉の増進に寄与することを目的としており、これまで、一貫して被爆者健康診断など被爆者援護事業の分野で本市における中心的団体として事業を行っており、十分な実績を有している。

センターで行っている健康診断事業、地区健診等に対応するため、医師、看護師、

放射線技師等の高度な専門性を要する医療資格者を多く配置する必要があるが、同法人は、これらのスタッフを有している。

平成 18 年 4 月以降、指定管理者として円滑に事業を実施しており、利用者からの評価も高く、今後とも健康診断等の事業及び施設管理を適正に実施できるとの判断から、指定管理者として指定を行うもの。

(オ) 利用料金制 センターに有料の施設がないため、利用料金制度は導入しない。

エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和元年 6 月	6 月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和元年 8 月	11 月議会	・特定団体に仕様書等を提示
令和元年 9 月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和元年 10 月		・特定団体の決定
令和元年 11 月		指定管理者の指定
		指定議案審査
		債務負担行為の設定
		補正予算議案審査